

◎ 退職理由別提出書類

(1) 一般職

退職理由 提出書類	自己都合	公務外傷病	勤務公署移転	公務外死亡	通勤傷病	公務上傷病	公務上死亡	定年	勸奨	任期終了	整理	懲戒免職	勤続6月未満	勤続期間通算
退職報告書 (別記様式第1号の3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
退職手当請求書 (別記様式第8号)	○	○	○		○	○		○	○	○	○			
遺族退職手当請求書 (別記様式第9号)				○			○							
履歴書 (別記様式第10号)	○	○	○	※1 ○	○	○	※1 ○	○	○	○	○	※1 ○		
戸籍謄本※2				○			○							
退職勸奨の記録の写									○					
総代者選任届※3 (別記様式第11号)				○			○							
障害認定関係書類※4		○												
地方公務員災害補償認定の写					○	○	○							
新旧条例又は規定の写			○								○			
退職所得の受給に関する申告書※5	○	○	○		○	○		○	○	○	○			
給与所得の扶養控除等(異動)申告書の写し※6				○			○							
遺族の個人番号カード、個人番号通知カード又は個人番号の記載された住民票の写※7				○			○							
退職手当の支給制限に関する報告書 (別記様式第7号)												○		

※1 退職者の所定箇所への押印は不要

※2 戸籍謄本は、退職者と遺族(全員)の関係が判定できるものとし、原則原本を提出すること。

※3 総代者選任届は、同順位の遺族が2人以上いる場合に提出すること。

※4 年金額決定通知書(障害等級1級、2級又は3級が判定できるもの)の写しなど。平成27年10月1日以降、日本年金機構が発行主体。

※5 退職者の個人番号と組合市町村で保管する番号を突合すること。

※6 退職者の個人番号が判定できるものであること。

※7 個人番号通知カードの写し又は個人番号の記載された住民票の写しを提出する場合、当該遺族の自動車運転免許証等の写しを併せて添付すること。

(2) 特別職

特別職の任期満了、任期中辞任による退職の場合は、上記(1)における自己都合退職と同様の書類を提出すること

公務上死傷病、公務外死傷病による退職の場合、上記(1)の退職理由欄の書類を提出すること。

特別職は、任期ごとの支給となり、再任した場合であっても退職扱いとなることから、各報告書類の提出を要するので留意すること。

(3) 非常勤職員

非常勤職員は、公務上死傷病、公務外死傷病、通勤傷病又は任期終了のいずれかに該当しない場合は「自己都合退職」となる。該当する上記(1)の退職理由欄の書類を提出すること。